

法人名	特定非営利活動法人 倉吉鴨水館	事業年度	令和3年4月1日～令和4年3月31日
-----	-----------------	------	--------------------

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員会費	747,000円
賛助会員会費	30,000円
入会金	60,000円
寄附金	1,166,000円
授業料	14,000,000円
入館料	1,050,000円
受検料	75,000円
模擬試験受験料	271,730円
受取補助金	35,112円
その他	54,712円
	円
	円
	円
	円
合 計	17,489,554円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

法人名	特定恵非営利活動法人 倉吉鴨水館	事業年度	令和3年4月1日～令和4年3月31日
-----	------------------	------	--------------------

3 寄附者に関する事項 [③寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
なし	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
合計	円	/

法人名	特定非営利活動法人 倉吉鴨水館	事業年度	令和3年4月1日～令和4年3月31日
-----	-----------------	------	--------------------

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [④イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）、ロ 給与を得た職員の総数及び総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
なし					

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額	
15人	15,945,027円	

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 倉吉鴨水館	チェック欄
-----	-----------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

レ

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	令和3年4月1日～	19人	0人	0%	0人	0%
	令和4年3月31日					
㉒	令和3年4月1日～	1人	0人	0%	0人	0%
	令和3年5月28日					
㉓	令和3年5月29日～	1人	0人	0%	0人	0%
	令和4年3月31日					
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

㉑ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員員の状況」から転記してください

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次業）

ハ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉓」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員 の 状 況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉓」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉓」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉓」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉓」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉓」）を示したものです。	

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人倉吉鴨水館	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		19人	1人	1人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	0人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	0人	人	人	人	人

役員の内訳									
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況					就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	申請時	
杉本美智子		理事長		○					就任 2012年11月13日
大田英二		副理事長		○					就任 2015年8月14日
衣笠優子		副理事長		○					就任 2018年5月26日
福光浩		副理事長		○					就任 2020年5月30日
岡本康		理事		○					就任 2012年11月13日
岸田美明		理事		○					就任 2012年11月13日
名越和範		理事		○					就任 2012年11月13日
牧尚志		理事		○					就任 2012年11月13日
河田雅志		理事		○					就任 2014年5月17日
河本望		理事		○					就任 2014年5月17日
御船斎紀		理事		○					就任 2018年5月26日
高橋義博		0 理事		○					就任 2015年5月23日
大津理恵		町 理事		○					就任 2020年5月30日

宍戸千恵美	理事		○					就任 2014年5月17日
中島理美	理事		○					就任 2012年11月13日
入澤孝好	理事		○					就任 2016年5月28日
寺坂和利	理事		○					退任 2022年3月31日
石亀清和	理事			○				退任 2021年5月28日
横川力	理事				○			就任 2021年5月29日
山田梯次	監事		○					就任 2012年11月13日
益田和彦	監事		○					就任 2020年5月30日

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 倉吉鴨水館		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
仕訳日記帳	簿冊	随時	7年
総勘定元帳	簿冊	期末	10年
決算報告書	簿冊	期末	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人 倉吉鴨水館	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次業)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 倉吉鴨水館	チェック欄
5	次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること	し
イ	特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）	
ロ	各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類	
ヘ	助成の実績を記載した書類	

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同	意
		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第7表)

法人名	特定非営利活動法人 倉吉鴨水館
-----	-----------------

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄												
	レ												
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>㉑</th> <th>㉒</th> <th>㉓</th> <th>㉔</th> <th>㉕</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table>	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時								
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無								
㉑ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。													

(注意事項)

- ・法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 倉吉鴨水館	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります ^(注3) ）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		レ

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	無
ニ	暴力団の構成員等の有無	無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	非該当
---	----------------------------------	-----

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	非該当
---	---------------------------	-----

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	非該当
---	--	-----

添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	無
------	--	---

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	非該当
---	---	-----

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	非該当
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	非該当

(鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例第9条第2項第4号で定める書類(条例第4条第1項第5号～第6号に適合する旨を説明する書類))

法人名	特定非営利活動法人 倉吉鴨水館	事業年度	令和3年4月1日～4年3月31日
-----	-----------------	------	------------------

1 活動の内容、活動を行った年月日等の活動状況を、会報紙又はホームページへの掲載その他適当な方法により毎事業年度2回以上公開していること。

区分	①	②	③	④	⑤
公開の手段 (媒体)	ホームページ	Facebook	倉吉鴨水会員 向けニュース レター		
公開の時期	2021.05.18 2021.12.31	2021.12.18 2022.01.20	2021.6月発行		

2 法令又は条例に違反する事実、不正の行為を行った事実その他公益に反する事実がないこと。

法令違反等の事実の有無	無
-------------	---

倉吉鴨水館会員

ニュースレター

2021/06 No. 1

令和 2 年度卒館生 謝 辞

思えば 1 年前、私たちは大学受験の挫折を経験し、来年への期待と不安の入り混じるアンビバレントな感情を抱きながら...

卒館式：2021/2/28



ごあいさつ

倉吉鴨水館

理事長 杉本美智子



会員の皆様には、平素から当館の活動に格別のご理解をいただき、ご支援を賜り、誠に感謝申し上げます。当館の活動については、公式サイトやフェイスブック等でお伝えしているところですが、今回新たに「ニュースレター」の形で、皆様のご理解をさらに深めていくことができれば幸いです。

例年総会終了後に会費の納入をお願いしているところですが、会費に見合う何かをお返しできず常々心苦しく思っているところです。せめて卒館生の謝辞や来賓の方の祝辞の一部などをご紹介することで少しでも報いることができればと思います。

時節柄、コロナ禍で厳しい状況ではございますが、引き続き当館をご支援賜りますようお願いいたします。

しく願います。

卒館式来賓祝辞

「感謝の気持ちを忘れた人間は成長しなくなる。」という言葉があります。感謝というのは自分よがりにならない。...

卒館式：2021/2/28

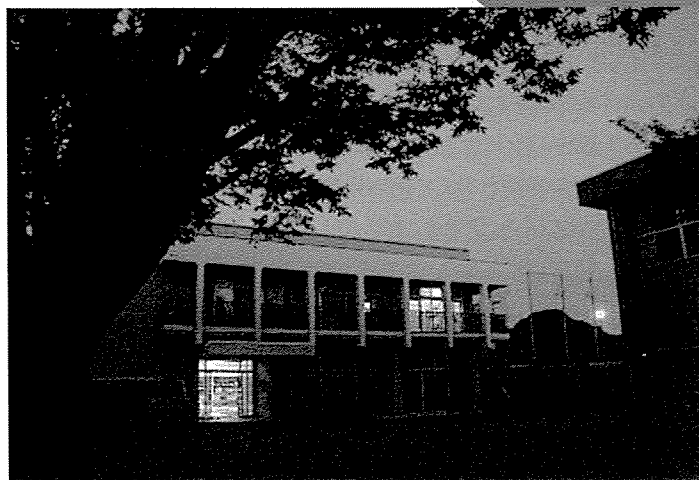


令和 3 年度入館生代表

宣 誓

私たちは自分の将来の夢、目標を叶えるために、ここ倉吉鴨水館に入館できることになり、とてもありがたく思います。...

入館式：2021/4/3



あきらめない、あなたの夢を応援します

倉吉鴨水館



Web サイト:

<https://www.ousuikan.jp/>



連絡先:

0858-41-2030



メール:

ousuikan@hotmail.co.jp

令和3年度入館生 代表宣誓

第9期入館生代表 岸田 和大

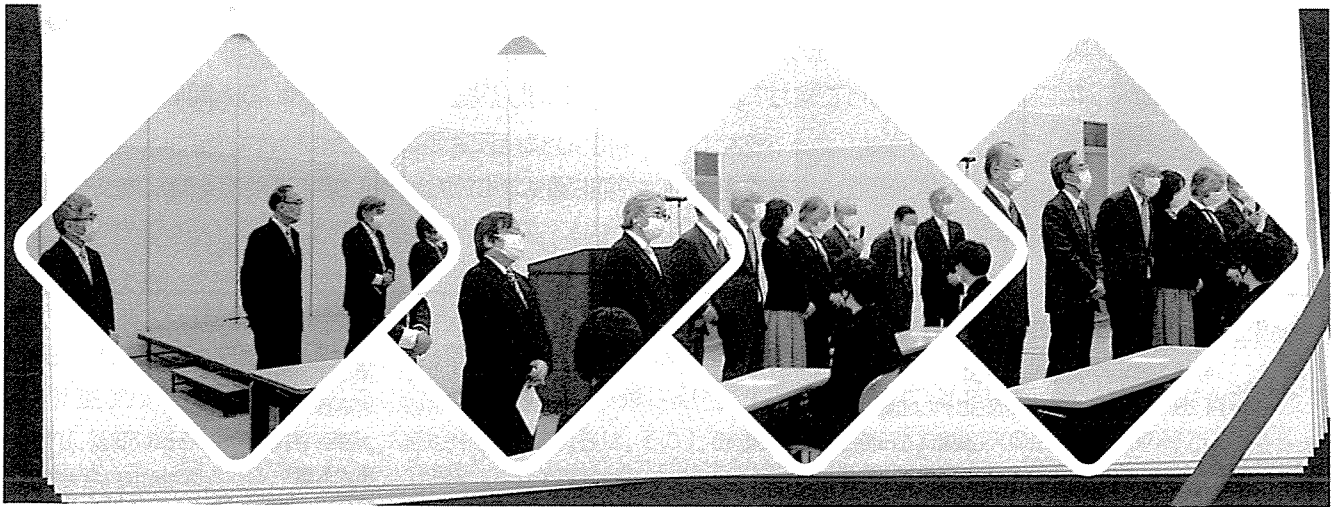
私たちは自分の将来の夢、目標を叶えるために、ここ倉吉鴨水館に入館できることになりとてもありがたく思います。高校3年生の月日は、新型コロナウイルスの世界的な流行に見舞われて、新しい日常を工夫しなければなりません。これからもそれは続いていくと思いますが、新しい仲間とともに受験勉強との両立に立ち向かっていきたいと思っています。

私たちは、大学入学共通テスト及び個別試験を経験しました。その貴重な経験から、自分の実力、そして何が自分には足りなかったかをよく認識することができました。地球上では、今まで人類が経験したことのないような様々な問題が起こっているため、自分に足りない精神力を身に付けて、広く学問を学んでいきたいです。それを目標に1年間努力する中で、ときには自分の思うようにいかないことが出てくることがあると思います。もし、そのような時が来れば、自分の学力や、精神力をより向上させることができるチャンスだと思うことによって、ピンチをチャンスに変えられるような人間になりたいです。

この倉吉鴨水館に通うことにより、設立に尽力された杉本理事長を始めとするいろいろな方々の思いを感じられるような人間になりたいと思います。先生方や家族には、日々お世話になることとなります。よろしくお願いします。お世話になる方々への敬意と感謝を持って勉学に励んでいきます。



令和3年度講師陣



令和3年5月29日開催の定例総会資料です。

文書でお知らせしたバースードをご覧ください。よろしくお願ひします。

記

1. 日時 令和3年5月29日(土) 午後1:30から2:30まで
2. 場所 倉吉東高大会議室(倉吉市下田中町801)
3. 協議事項
 - (1) 令和2年度事業報告及び決算
 - (2) 令和3年度事業計画及び活動予算
 - (3) 役員の選任又は解任
 - (4) 入会金及び会費の額

資料1(1-8頁、次第～決算)はこちらです

資料2(9-12頁、監査報告～)はこちらです

5月18, 2021 12:20 pm

0リアクション

お知らせ：元旦恒例の理事長訓示は予定どおり行います。

明日 令和4年1月1日、毎年恒例の元旦の理事長訓示は予定どおり行います。

12月31, 2021 6:26 pm

0リアクション

倉吉鴨水館 (おうすいかん)

作成者: Kazutoshi Terasaka · 2021年12月18日 · 🌐

12月18日(土)16:00～ 保護者説明会を行っています。
受験直前の保護者にお願したいことや受験での新型コロナ対策について、牧校長から説明を行っています。



147

リーチした人数

26

エンゲージメント数

投稿を宣伝

倉吉鴨水館 (おうすいかん)

作成者: Kazutoshi Terasaka · 1月20日 · 🌐

「令和4年度倉吉鴨水館入館者選抜実施要項」を公表しました。
高校3年生の生徒や保護者の皆様、この春の大学受験の結果が、満足のいくものでなかった場合、行きたい大学がありながら、行ける大学を受験して後悔することとなつた場合、再度の大学進学に向けて、さらなる学力向上を支援してまいります。
ぜひ、鴨水館の扉を開けてみてください。お待ちしております。

◎新聞広告 3月11日付日本海新聞紙面(予定)

◎説明会を以下の日程で開催予定です。

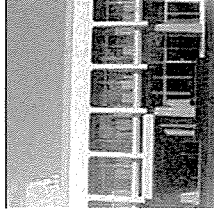
3月15日(火) 19:00～20:00 於: 上灘コミュニティセンター(旧上灘公民館)

◎館生選抜試験を以下の日程で行います。

出願受付: 3月23日(水)～25日(金) 10:00～15:00

試験日: 3月26日(土) 9:00～12:20 英数国 3科目(各60分)

<https://www.ousuikan.jp/.../%E4%BB%A4%E5%92%8C4%E5%B9%B4...>



OUSUIKAN.JP

令和4年度入館生選抜試験要項 発表!!

New!! 令和4年度の倉吉鴨水館入館者の選抜試験の日程等は以下のとおりです。 1 募集生徒数 約50人 2 ...

147

リーチした人数

17

エンゲージメント数

-

配信スコア

投稿を宣伝

👍 6

いいね!

コメントする

シェア

